

市町村国保の特定健康診査に係る かかりつけ医からの診療情報提供事業

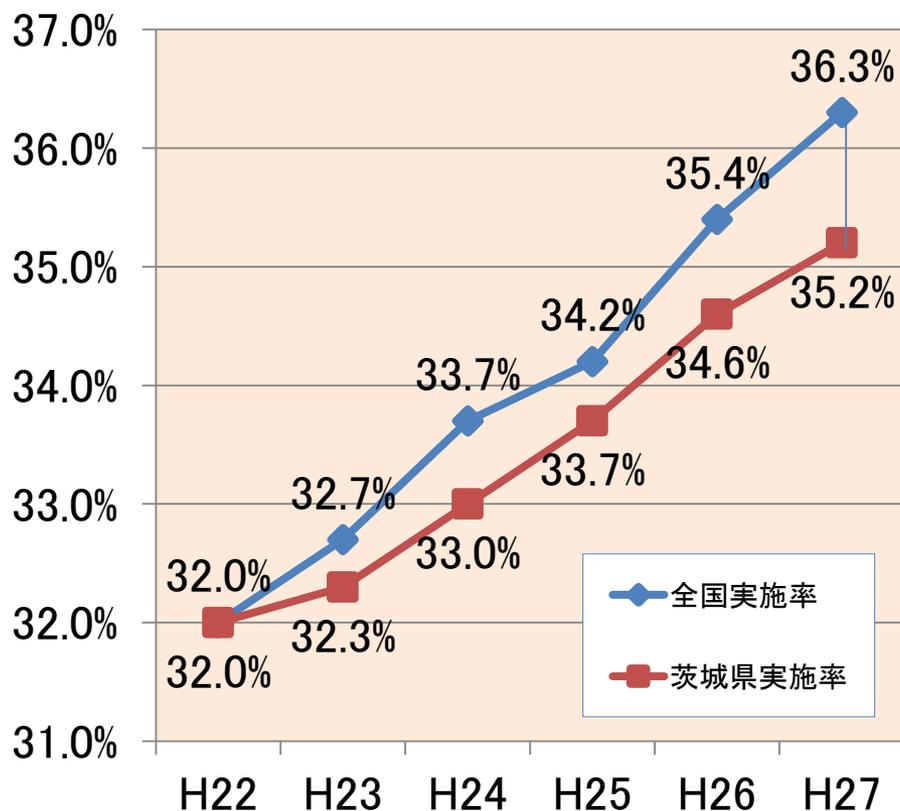
茨城県保健福祉部厚生総務課国民健康保険室

背景

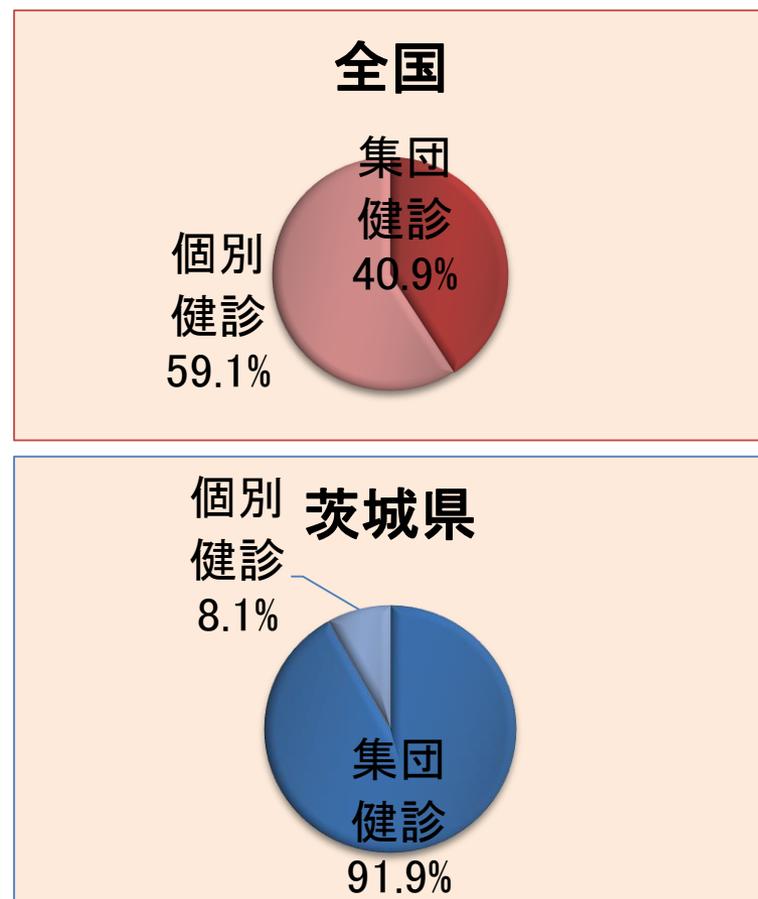
- ▶ (1)市町村国保において特定健康診査実施率60%達成に向けて、休日・夜間の実施や医療機関健診の拡充などに取り組んでいるが、平成26年度の実施率が34.6%と低迷しており、更なる取り組みが必要な状況であった。
- ▶ (2)市町村国民健康保険が様々な取り組みにより特定健康診査の受診勧奨しても、健診受診者が増えない状況があり、受診しない理由のなかで、「医療機関に通院しているから」というものが多い。
- ▶ (3)治療の一環として行った検査データを提供された場合でも、特定健康診査の結果として実施数に計上できる
- ▶ (4)平成26・27年度の茨城県医師会特定健診委員会において、通院患者の検査データを特定健診に代えられないか等の意見があった。

特定健診の実施状況

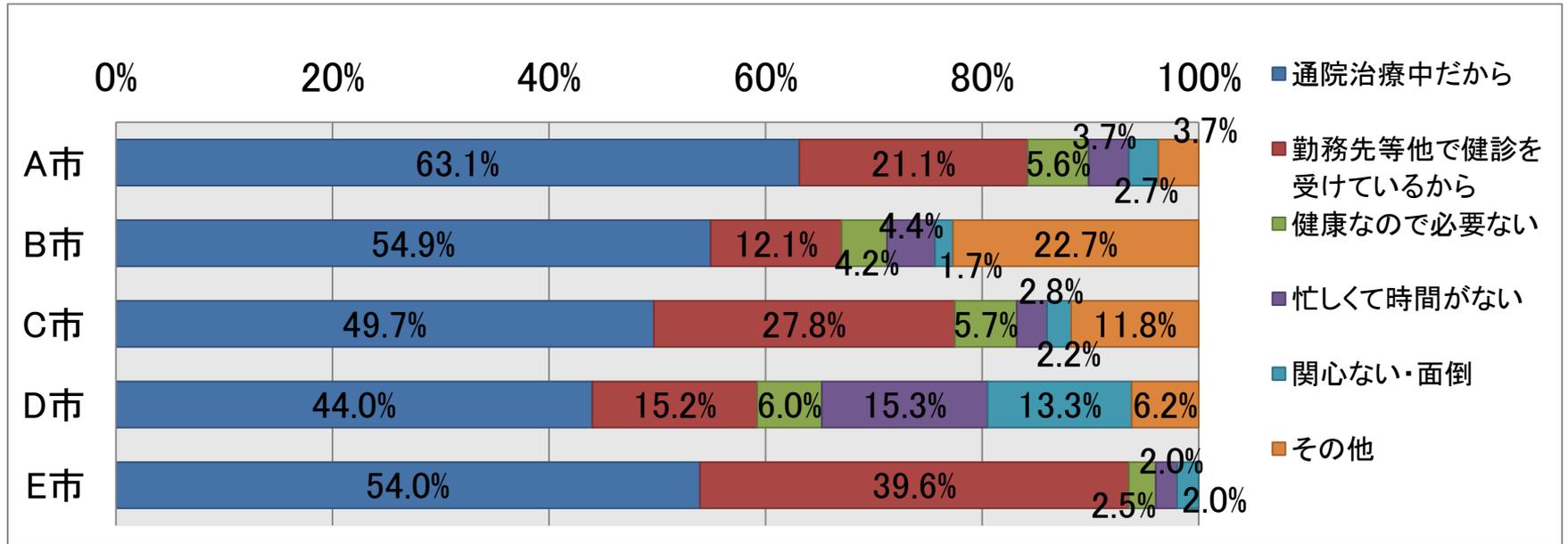
H22～H27 市町村国保特定健診実施率推移



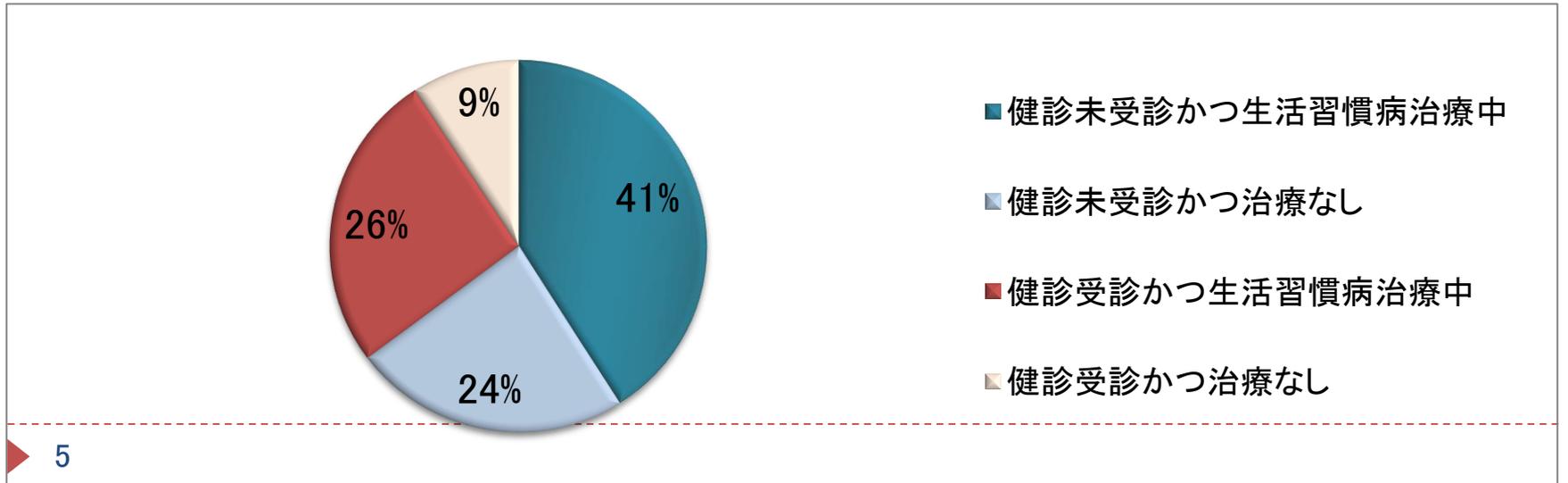
H26市町村国保の受診機関別特定健診受診者の割合



特定健診未受診の理由調査（H26:県内5市の調査結果より）



特定健診対象者の健診受診有無・生活習慣病治療有無別割合（H27:KDBより）



目的

- ▶ 医療機関の診療時における特定健康診査該当項目の検査データを、被保険者の同意を得て、市町村国保が医療機関から収集することにより、特定健康診査の実施率向上を図り、もって効率的・効果的な保健事業の実施等に資する。

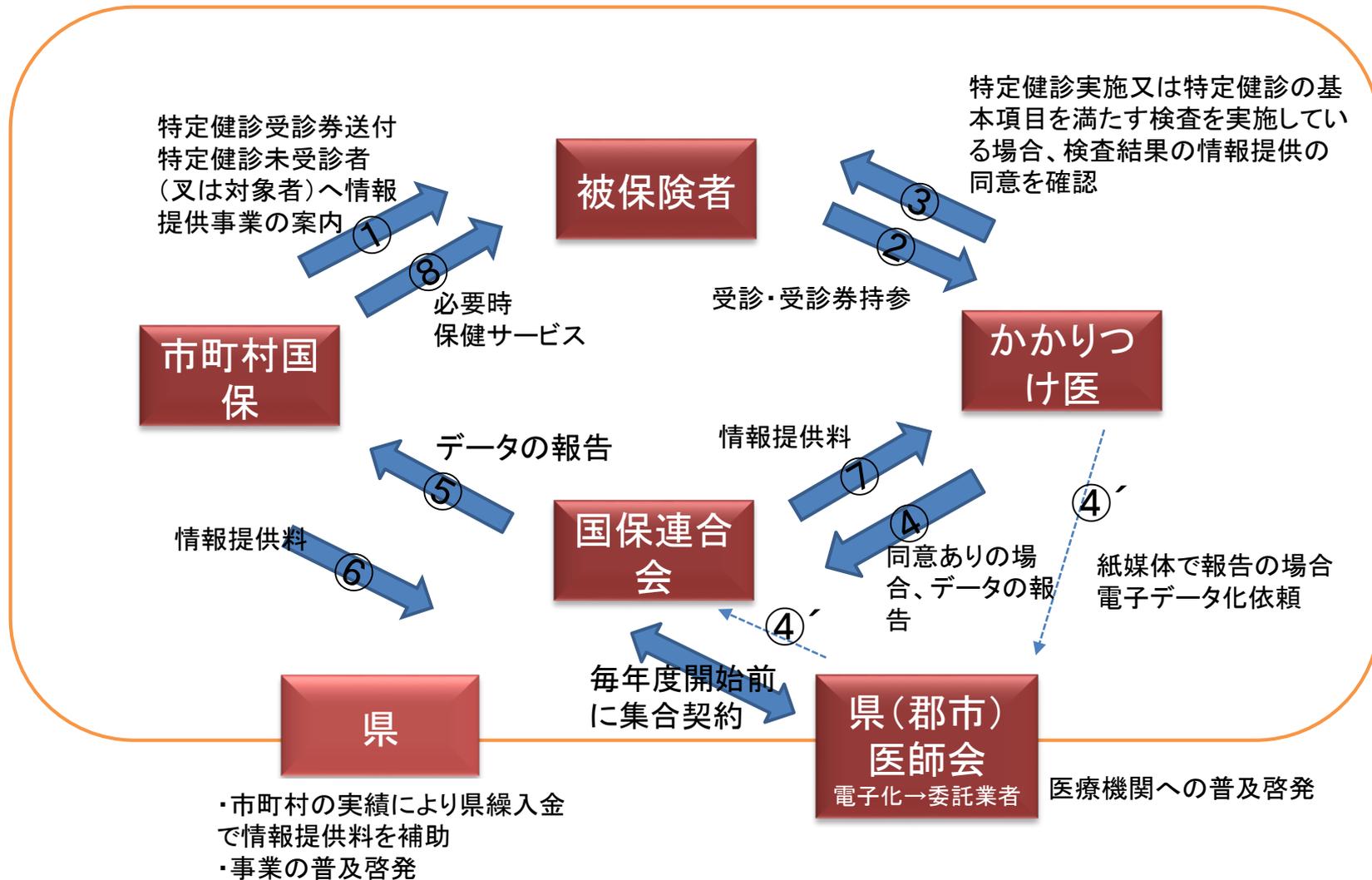
効果

- ▶ 検査データを医療機関から提供いただくことで、特定健診を受けたとみなされ改めて特定健診を受ける必要がなくなる。
- ▶ 特定健康診査実施率の向上
- ▶ 医療機関と連携した保健指導や治療中断者への医療機関受診勧奨等の被保険者へのサービス提供
- ▶ 有効な保健事業を実施するためのデータとして活用

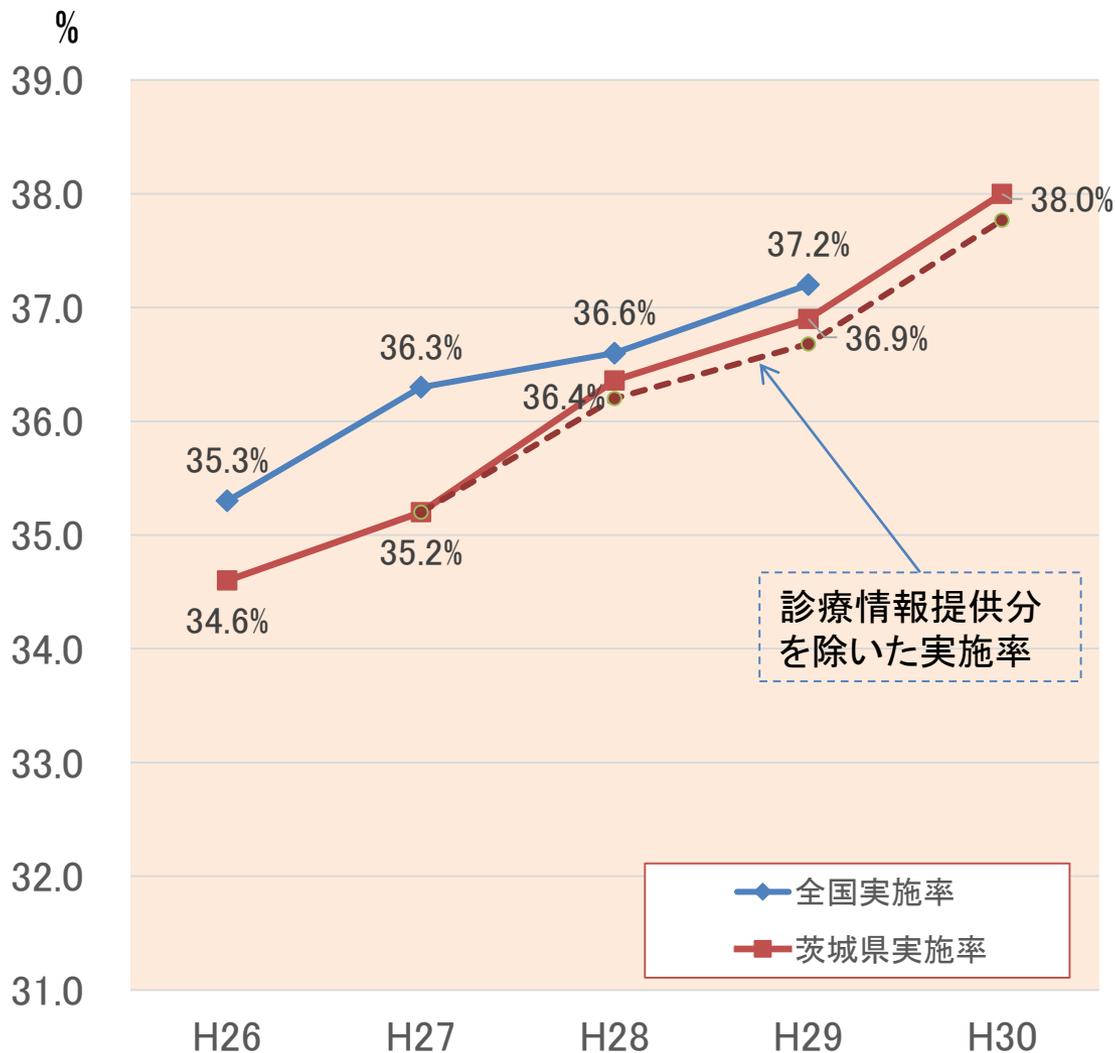
方法

- ▶ H20 特定健診開始当初より、県医師会と代表保険者による特定健診の集合契約を実施している。市町村国保においては、国保連合会へ委任し契約。(31市町村)
- ▶ H28 市町村へ意向調査、県医師会・国保連合会と調整
市町村連携会議作業部会で検討
同 10月頃～ 事業開始
- ▶ 委託医療機関において特定健診を実施した場合の、健診結果データ報告・受領、料金の支払い・受領のしくみを活用。同様に診療における検査データ報告・受領、情報提供料の支払い・受領を実施。
- ▶ 郡市医師会と特定健診委託契約を締結している市町村も同様に実施。(11市町村)
- ▶ 特定健診を受託していない医療機関から、診療における検査データの提供を受ける場合は、個別に医療機関と市町村で委託契約。(とりまとめを実施している郡市医師会あり。)

事業の流れ



H26～H30 市町村国保特定健診実施率推移



	H28	H29	H30
情報提供件数	913	1,209	1,277
実施率アップ分	0.16%	0.23%	0.26%
参加市町村数	24 (16)	42 (23)	42 (24)

() = 提供実績のあった市町村数

【実績上位3市】

	H28	H29	H30
X市	373 (1.4%)	320 (1.25%)	398 (1.62%)
Y市	100 (1.0%)	228 (2.31%)	104 (1.12%)
Z市	113 (1.3%)	129 (1.49%)	123 (1.46%)

課題

- ▶ 診療の中で、特定健診の必須項目を満たしていない(尿検査を実施していない等)ため、提供してもらえない場合もある。(追加の検査実施を契約内容に含めていない。)
- ▶ 県内市町村国保においては、医療機関健診自体の実施割合が低い状況もあり、医療機関からは受診券(資格)確認や問診内容確認、身体計測、検査結果の転記等が手間である、という意見もある。(そのため、特定健診自体の委託を受けない医療機関もある。)
- ▶ 契約している医療機関であっても医療機関内で共通認識が図れていないという話も聞いている。
- ▶ 実績のない市町村もある。
 - 引き続き医師会等の協力を得て、医療機関の協力をいただけるよう事業の普及啓発が必要。